

# 2025 DISCLOSURE

福井信用金庫  
ディスクロージャー誌

資料編

# C O N T E N T S

## 資 料 編

財務諸表	1
営業の状況	5
自己資本の充実の状況	14
リスク管理態勢	22
役職員の報酬体系	24
財務諸表等【連結】	25
自己資本の充実の状況【連結】	29
信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧	37

※本誌は信用金庫法第99条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成した  
ディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。  
本誌に掲載している計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
<b>( 資 産 の 部 )</b>		
現 金	6,951	8,047
預 け 金	286,229	259,950
買 入 金 銭 債 権	41	27
金 銭 の 信 託	2,428	2,793
有 価 証 券	204,437	220,302
国 債	67,289	72,778
地 方 債	16,179	15,514
社 債	64,462	72,352
株 式	1,114	1,241
そ の 他 の 証 券	55,390	58,415
貸 出 金	385,064	388,549
割 引 手 形	1,132	596
手 形 貸 付	8,073	7,696
証 書 貸 付	345,757	351,284
当 座 貸 越	30,100	28,971
そ の 他 資 産	8,284	8,280
未 決 済 為 替 貸	244	136
信 金 中 金 出 資 金	6,677	6,677
前 払 費 用	30	69
未 収 収 益	809	994
未 収 還 付 法 人 税	254	147
そ の 他 の 資 産	268	254
有 形 固 定 資 産	4,409	4,487
建 物	1,577	1,456
土 地	2,321	2,402
建 設 仮 勘 定	—	2
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	510	626
無 形 固 定 資 産	154	169
ソ フ ト ウ ェ ア	127	141
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	27	27
前 払 年 金 費 用	558	784
繰 延 税 金 資 産	443	889
債 務 保 証 見 返	619	597
貸 倒 引 当 金	△ 6,741	△ 6,364
(うち個別貸倒引当金)	(△ 6,338)	(△ 6,075)
資 産 の 部 合 計	892,880	888,516

科 目	令和5年度	令和6年度
<b>( 負 債 の 部 )</b>		
預 金 積 金	832,162	835,768
当 座 預 金	24,250	24,587
普 通 預 金	394,475	404,064
貯 蓄 預 金	1,904	2,039
通 知 預 金	2,424	2,836
定 期 預 金	388,026	380,355
定 期 積 金	17,600	15,761
そ の 他 の 預 金	3,480	6,123
借 用 金	766	282
借 入 金	766	282
そ の 他 負 債	1,361	1,501
未 決 済 為 替 借	281	149
未 払 費 用	292	391
給 付 補 填 備 金	5	4
前 受 収 益	75	88
払 戻 未 済 金	30	33
払 戻 未 済 持 分	5	6
職 員 預 り 金	268	258
資 産 除 去 債 務	18	18
そ の 他 の 負 債	384	552
賞 与 引 当 金	409	387
役 員 賞 与 引 当 金	13	13
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	272	247
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	19	13
偶 発 損 失 引 当 金	64	125
債 務 保 証	619	597
負 債 の 部 合 計	835,690	838,938
<b>( 純 資 産 の 部 )</b>		
出 資 金	4,406	4,372
普 通 出 資 金	2,406	2,372
そ の 他 の 出 資 金	2,000	2,000
利 益 剰 余 金	51,501	52,914
利 益 準 備 金	4,436	4,406
そ の 他 利 益 剰 余 金	47,064	48,508
特 別 積 立 金	34,237	34,237
当 期 未 処 分 剰 余 金	12,826	14,270
会 員 勘 定 合 計	55,907	57,286
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,282	△ 7,708
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,282	△ 7,708
純 資 産 の 部 合 計	57,190	49,578
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	892,880	888,516

会計監査人による外部監査を受けております。

令和7年6月13日開催の第96期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年5月21日  
福井信用金庫 理事長

岡本一夫

(注)「その他の預金」には、別段預金・納税準備預金が含まれています。

## 財務諸表

## 財務諸表に関する注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |            |        |
|------------|--------|
| 建物         | 6年～39年 |
| その他の有形固定資産 | 3年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
- なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
- なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、1,862百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準により行っております。
- なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用  
その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により損益処理
- 数理計算上の差異  
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数年主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の償還状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額                        | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 |
| 差引額                           | △ 21,384百万円  |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在） 0.5734%
- ③補足説明  
上記の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金107百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
16. 「関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」は次のとおりです。
- 投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
- なお、当事業年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約・償還に伴う差損益547百万円を計上しております。
17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 6,364百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 889百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
- 当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
18. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
19. 子会社等の株式の総額は60百万円であります。
20. 子会社等に対する金銭債権総額は0百万円であります。
21. 子会社等に対する金銭債務総額は177百万円であります。
22. 有形固定資産の減価償却累計額は9,774百万円であります。
23. 有形固定資産の圧縮記録額は41百万円であります。
24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの）であって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取

利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,075百万円
危険債権額	11,694百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	865百万円
合計額	20,635百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対し有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。上記により受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は596百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	4,400百万円
預け金	1,100百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,512百万円（市県民税、歳入金等）
借入金	200百万円

上記のほか、当座借越の担保として預け金25,000百万円、内国為替決済の保証金として預け金25,000百万円を差し入れております。

27. 出資1口当たりの純資産額は10,447円37銭であります。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の総額は240百万円であります。

29. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務を柱とした金融サービスを展開しております。これらの業務は、金利や市場価格の変動等により影響を受ける可能性があることから、資産および負債を一体として管理する資産運用・調達総合管理（ALM：Asset and Liability Management）を実施し、金利リスクや流動性リスクの適切なコントロールに努めています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として営業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらの資産は、それぞれ発行体の信用リスクや金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、これらに加えて、為替変動リスクにも晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクを有しております。また、変動金利の預金については、金利変動リスクにも晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、「融資取扱規程」および信用リスクに関する各種規定に基づき、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度の管理、信用情報の把握、保証・担保の設定、問題債権への対応など、総合的な管理体制を構築し運営しております。

これらの管理は、各営業店のほか融資部や経営サポート部が担い、定期的にリスク統括部及び常務会に報告するとともに、必要に応じて理事会に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会において検証を行っております。また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引におけるカウンターパーティリスクについては、資金証券部が信用情報や時価の定期的な把握により、管理を行っております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、資産・負債の総合管理（ALM）により、金利変動リスクの適切な管理に取り組んでいます。

ALMに関する規程において、リスク管理方法や運用手続等を明文化し、ALM委員会等で決定された方針に基づき、常務会・理事会において実施状況の確認と、今後の方針について協議しております。

日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間構造を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析を通じてリスクをモニタリングし、定期的にリスク統括部へ報告するとともに、必要に応じて常務会・理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

為替変動リスクについては、外貨建て資産ごとに個別に管理しており、保有内容や為替動向に応じた対応を行っております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場性商品については、「余裕資金運用基準」・「市場リスク管理マニュアル」に基づき、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部が保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものも含まれており、当該取引先の市場環境や財務状況などを継続的にモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び統合的リスク委員会に定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「デリバティブ取引運用基準」に基づき適切に実施しております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利変動の影響を受ける主要な金融商品は、「預け金」、「有価証券（債券および投資信託）」、「貸出金」及び「預金積金」であります。有価証券の市場リスク量（損失額の推計値）は、VaR（分散共分散法（保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間5年））により算出しており、当事業年度の決算日現在で7,255百万円となっております。

なお、有価証券については、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを日々実施しており、使用する計測モデルは、十分な精度で市場リスクを把握しているものと判断しております。ただし、通常では想定し難い市場環境の急変時には、リスクの一部を補足できない可能性があります。

また、「預け金」・「貸出金」・「預金・積金」については、VaR（分散共分散法（保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間5年））により算出しており、当事業年度の決算日現在で2,949百万円となっております。

当該VaRの算出に当たっては、対象の資産及び負債を固定金利群と変動金利群に分類し、各金利群において、金利の再設定タイミングに応じて期間別に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いてリスク量を算出しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定したうえで、当事業年度末において、上方パラレルシフト（金利の一律上昇、日本円の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が発生した場合、対象となる金融商品の経済価値は6,727百万円減少すると見込まれます。

この想定では、金利以外のリスク係数を一定と仮定しており、金利と他のリスク変数との相関は考慮していません。

また、金利に合理的な予想変動幅を超えて変動が生じた場合には、算定された影響額を超える損失が生じる可能性もあります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、関係各課からの情報を基に随時に資金管理を行うとともに、資金調達手段

の多様化や、市場環境を踏まえた短期・長期の資金調達バランスの調整により、流動性リスクの管理に努めております。

- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定にあたっては、一定の前提条件や仮定を採用しており、異なる前提に基づいた場合には、当該時価が異なる可能性があります。  
また、一部の金融商品については、簡便的な計算方法により算出された時価に代替する金額を含めて開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項  
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については、(注1)参照)。  
なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、現金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引(支払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引(受入担保金並びにコマシャル・ペーパー)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預 け 金(*1)	259,950	246,733	△ 13,217
(2)有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券(*3)	12,600 206,139	10,094 206,139	△ 2,505 -
(3)貸 出 金(*1) 貸倒引当金(*2)	388,549 △ 6,307	374,611	△ 7,629
金 融 資 産 計	860,932	837,579	△ 23,352
(1)預金積金(*1)	835,768	835,812	43
(2)借 用 金(*1)	282	283	0
金 融 負 債 計	836,051	836,095	43

- (\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
(\*2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
(\*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。  
自庫保証付私簿債は、DCF法に基づき算出しております。  
なお、保有目的の他の有価証券に関する注記事項については31.から35.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。  
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

- ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額  
③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。

(2)借入金

借入金は、すべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
子 会 社 等 株 式(*1)	60
非 上 場 株 式(*1)(*2)	187
信 金 中 央 金 庫 出 資 金(*1)	6,677
組 合 出 資 金(*3)	1,316
そ の 他 出 資 金	2
合 計	8,243

(\*1) 子会社等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

- (\*2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。  
(\*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期の有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金	132,750	104,200	-	23,000
有 価 証 券	13,024	26,982	65,579	122,606
満 期 保 有 目 的 の 債 券	1,000	900	700	10,000
そ の 他 有 価 証 券 の うち 満 期 が あ る も の	12,024	26,082	64,879	112,606
貸 出 金(*1)	78,162	109,745	83,026	117,616
合 計	223,936	240,927	148,605	263,222

(\*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
借 金 積 金(*1)	767,521	67,330	2	915
借 用 金	200	42	40	-
合 計	767,721	67,372	42	915

(\*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。

①売買目的有価証券は保有しておりません。

②満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
超 照 時 価 表 示 計 上 額 の 時 価 差 額			
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	1,000	1,000	0
小 計	1,000	1,000	0
超 照 時 価 表 示 計 上 額 の 時 価 差 額			
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	11,600	9,094	△ 2,505
小 計	11,600	9,094	△ 2,505
合 計	12,600	10,094	△ 2,505

③その他の有価証券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
超 取 債 権			
株 式	870	58	811
債 券	8,749	8,747	1
え 得 対 照 表 計 上 額 の 時 価 差 額			
国 債	5,119	5,118	0
地 方 債	2,580	2,580	0
短 期 社 債	-	-	-
社 債	1,049	1,048	0
そ の 他	33,746	28,700	5,045
小 計	43,366	37,506	5,859
超 取 債 権			
株 式	123	128	△ 5
債 券	151,895	165,184	△ 13,288
え 得 対 照 表 計 上 額 の 時 価 差 額			
国 債	67,659	76,751	△ 9,091
地 方 債	12,934	13,354	△ 419
短 期 社 債	-	-	-
社 債	71,302	75,079	△ 3,776
そ の 他	10,753	11,041	△ 288
小 計	162,772	176,354	△ 13,582
合 計	206,139	213,861	△ 7,722

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

33. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位:百万円)

種 類	売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
株 式	6	6	-
債 券	2,554	-	373
国 債	2,554	-	373
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	3,384	572	-
合 計	5,945	579	373

34. 減損処理を行った有価証券  
売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。  
当事業年度において減損処理を行った有価証券はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価又は実質価格の取得原価又は償却原価からの下落率としております。減損処理にあたり、下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理しており、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額を減損処理しております。

35. 有価証券貸借取引により貸し付けている有価証券は、「国債」に合計10,000百万円含まれております。

36. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸 借 対 照 表 計 上 額	当 事 業 年 度 の 損 益 に 含 ま れ た 差 額
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	2,793	△ 26

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。  
これらの契約に係る融資未実行残高は、92,865百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが48,543百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金	2,197百万円
有価証券評価差額金	2,181百万円
その他	978百万円
繰延税金資産小計	5,356百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価引当額	△ 4,243百万円
評価引当額小計	△ 4,243百万円
繰延税金資産合計	1,112百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	221百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	222百万円
繰延税金資産の純額(追加情報)	889百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は従来27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は12百万円増加し、法人税等調整額は12百万円減少しております。

39. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約負債の金額は、他の負債と区分表示しておりません。  
その他の負債に含まれる契約負債等の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約負債 269百万円

40. 優先出資の消却

その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から取り替えて計上した2,000百万円が含まれております。

41. 当事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象はございません。

財務諸表

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	9,765,405	9,841,640
資金運用収益	8,055,249	8,325,028
貸出金利息	4,443,296	4,681,732
預け金利息	473,839	678,122
有価証券利息配当金	3,015,484	2,842,481
その他の受入利息	122,628	122,692
役務取引等収益	1,154,570	1,076,821
受入為替手数料	423,292	417,273
その他の役務収益	731,278	659,548
その他業務収益	177,813	124,265
国債等債券売却益	16,825	—
その他の業務収益	160,988	124,265
その他経常収益	377,772	315,524
貸倒引当金戻入益	—	114,490
償却債権取立益	164,056	31,870
株式等売却益	7,537	32,445
金銭の信託運用益	102,286	123,010
その他の経常収益	103,892	13,707
経常費用	8,930,583	8,234,346
資金調達費用	41,751	453,844
預金利息	35,561	448,877
給付補填備金繰入額	2,934	2,690
借入金利息	1,902	941
その他の支払利息	1,353	1,335
役務取引等費用	756,738	765,671
支払為替手数料	107,327	103,938
その他の役務費用	649,411	661,732
その他業務費用	1,186,756	566,133
国債等債券売却損	1,008,699	373,314
その他の業務費用	178,057	192,818
経費	6,510,880	6,251,910
人件費	4,155,082	3,847,731
物件費	2,225,452	2,283,861
税金	130,344	120,317
その他経常費用	434,456	196,786
貸倒引当金繰入額	311,029	—
貸出金償却	13,979	13,324
株式等売却損	24,296	—
株式等償却	—	1,906
金銭の信託運用損	15,113	45,898
その他の経常費用	70,037	135,656
経常利益	834,822	1,607,294
特別利益	104,121	14,738
固定資産処分益	104,121	14,738
特別損失	24,941	69,466
固定資産処分損	3,825	58,853
減損損失	10,527	10,314
その他の特別損失	10,587	298

科 目	令和5年度	令和6年度
税引前当期純利益	914,002	1,552,565
法人税、住民税及び事業税	10,908	51,000
法人税等調整額	△ 203,849	40,471
法人税等合計	△ 192,941	91,471
当期純利益	1,106,944	1,461,094
繰越金(当期首残高)	11,720,014	12,809,616
当期末処分剰余金	12,826,959	14,270,711

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による費用総額は163,681千円であります。
- 出資1口当たり当期純利益金額は305円1銭であります。
- 収益認識会計基準の「表示」に関する事項  
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、1,072,926千円であります。
- その他の経常収益には、睡眠預金7,394千円、睡眠預金払戻損失引当金戻入額5,484千円を含んでおります。
- その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額61,158千円、保証協会責任負担金支払額44,218千円、睡眠預金払戻金19,708千円を含んでおります。
- 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用目的の変更等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,314千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福井市内	営業用店舗 2カ所	事業用不動産	2,358千円
坂井市内	遊休資産 2カ所	所有不動産	2,614千円
越前市内	営業用店舗 1カ所	事業用不動産	2,894千円
丹生郡内	遊休資産 3カ所	所有不動産	2,168千円
今立郡内	営業用店舗 1カ所	事業用不動産	280千円
合計			10,314千円

営業用店舗については、継続的な収支の把握を行っている各営業店(独立店舗においては各支店、「エリア制」店舗については、母店及びサテライト店をグループ化したもの)を最小単位とし、遊休資産については、各資産をそれぞれグループの最小単位としております。本部、未来プラザ、倉庫、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。  
なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、当金庫の「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。

- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	一部の取扱手数料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に案分しております。
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り、貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に關係する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	12,826,959	14,270,711
繰越金(当期首残高)	11,720,014	12,809,616
当期純利益	1,106,944	1,461,094
積立金取崩額	30,780	33,371
利益準備金限度超過取崩額	30,780	33,371
剰余金処分額	48,122	47,455
普通出資に対する配当金(年2%の割合)	48,122	47,455
繰越金(当期末残高)	12,809,616	14,256,627

# 営業の状況

## 経営指標

### 最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益 (千円)	9,645,729	9,108,884	12,146,800	9,765,405	9,841,640
経常利益 (千円)	1,525,507	837,675	1,279,838	834,822	1,607,294
当期純利益 (千円)	1,274,775	391,139	974,068	1,106,944	1,461,094
出資総額 (百万円)	4,504	4,468	4,436	4,406	4,372
出資総口数 (千口)	5,009	4,937	4,873	4,812	4,745
純資産額 (百万円)	58,300	58,210	56,107	57,190	49,578
総資産額 (百万円)	893,105	923,938	890,384	892,261	887,918
預金積金残高 (百万円)	815,538	836,553	830,994	832,162	835,768
貸出金残高 (百万円)	381,330	385,392	378,928	385,064	388,549
有価証券残高 (百万円)	247,066	243,900	211,320	204,437	220,302
単体自己資本比率 (%)	17.29	17.48	17.26	16.67	16.34
普通出資に対する配当金 (普通出資1口当たり) (円)	10	10	10	10	10
役員数 (人)	12	14	12	13	13
うち常勤役員数 (人)	10	12	10	11	10
職員数 (人)	628	598	575	573	547
会員数 (人)	52,779	51,858	50,971	50,030	49,199

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産には債務保証見返勘定を含んでおりません。

## 業務粗利益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	8,013,574	7,872,667
資金運用収益	8,055,249	8,325,028
資金調達費用	41,674	452,361
役務取引等収支	397,832	311,150
役務取引等収益	1,154,570	1,076,821
役務取引等費用	756,738	765,671
その他業務収支	△ 1,008,943	△ 441,867
その他業務収益	177,813	124,265
その他業務費用	1,186,756	566,133
業務粗利益	7,402,463	7,741,950
業務粗利益率	0.83%	0.86%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用 (令和5年度77千円、令和6年度1,483千円) を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 業務純益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	996,812	1,343,008
実質業務純益	941,966	1,343,008
コア業務純益	1,933,840	1,716,323
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,036,241	1,169,197

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 利鞘

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	0.90	0.93
資金調達原価率	0.76	0.81
総資金利鞘	0.14	0.12

(注) 総資金利鞘とは、貸出金に有価証券等の余裕資金を含めた運用資金全体の収益力をみる指標で、資金運用利回と資金調達原価率との差で求められます。

# 営業の状況

## 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利 息(千円)		利 回 り(%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 勘 定	891,572	891,194	8,055,249	8,325,028	0.90	0.93
うち貸出金	378,366	382,067	4,443,296	4,681,732	1.17	1.22
うち預け金	300,831	290,138	473,839	678,122	0.15	0.23
うち有価証券	206,798	212,276	3,015,484	2,842,481	1.45	1.33
資 金 調 達 勘 定	844,434	843,954	41,674	452,361	0.00	0.05
うち預金積金	844,807	845,931	38,495	451,567	0.00	0.05
うち借入金	932	523	1,902	941	0.20	0.17

①1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度558百万円、令和6年度566百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度1,576百万円、令和6年度2,768百万円)及び利息(令和5年度77千円、令和6年度1,483千円)を、それぞれ控除して表示しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	△ 500,866	△ 1,872,648	△ 2,373,514	111,444	158,335	269,779
うち貸出金	△ 40,313	152,528	112,214	43,816	194,618	238,435
うち預け金	△ 275	24,562	24,287	△ 16,196	220,479	204,283
うち有価証券	△ 460,368	△ 2,049,530	△ 2,509,898	83,021	△ 256,024	△ 173,003
支 払 利 息	27	△ 6,478	△ 6,450	△ 719	412,812	412,092
うち預金積金	△ 38	△ 5,471	△ 5,510	51	413,021	413,072
うち借入金	58	△ 1,010	△ 951	△ 757	△ 204	△ 961

①1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按じております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 利益率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.09	0.17
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.12	0.16

①総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## 経費の内訳

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
人 件 費	4,155,082	3,847,731
報酬給料手当	3,260,587	3,209,583
退職給付費用	359,095	145,194
その他の	535,399	492,953
物 件 費	2,225,452	2,283,861
事務	927,268	977,638
うち旅費・交通費	3,565	3,752
うち通信費	105,531	122,265
うち事務機械賃借料	7,467	33,878
うち事務委託費	549,868	579,891
固定資産費	503,593	453,983
うち土地建物賃借料	66,711	68,462
うち保全管理費	258,251	240,864
事業	233,294	241,723
うち広告宣伝費	72,356	64,563
うち交際費・寄贈費・諸会費	127,059	137,255
人事厚生費	107,826	114,866
減価償却費	334,047	376,109
その他の	119,422	119,541
税 金	130,344	120,317
合 計	6,510,880	6,251,910

## 本支店別の預金・貸出金残高及び預貸率一覧表

(単位:百万円、%)

店名	預金	貸出金	預貸率	店名	預金	貸出金	預貸率
本部・本店営業部	111,995	96,538	86.19	三国営業部	37,766	10,369	27.45
松本	16,374	3,681	22.48	あわら	25,752	12,106	47.01
御幸	24,440	9,222	37.73	川西	12,502	4,706	37.64
麻生津	12,124	3,553	29.30	工大前	32,605	10,511	32.23
森田	20,654	8,156	39.48	和田中央※	7,439	3,197	42.98
松岡	12,600	6,748	53.55	鯖江営業部	33,129	25,865	78.07
東郷	10,163	2,356	23.19	神明	68,370	24,194	35.38
織田	18,010	4,668	25.92	河和田	13,269	2,679	20.19
花堂	17,070	7,105	41.62	吉川	9,636	4,335	44.99
二の宮	25,035	11,341	45.30	朝日	17,532	8,536	48.69
志比口	28,219	10,432	36.97	さくら	24,043	8,151	33.90
高木	17,676	8,312	47.02	芝原	18,654	5,418	29.04
春日	9,638	4,695	48.71	鯖江本町	28,115	8,209	29.19
福町	15,331	5,279	34.43	武生営業部	55,182	31,043	56.25
丸岡営業部	35,887	13,908	38.75	栗田部	14,424	3,161	21.91
坂井	16,395	11,550	70.44	池田※	5,158	846	16.39
横地※	10,507	3,354	31.92	神山※	9,884	1,972	19.95
春江中央	20,169	12,335	61.15	合計	835,768	388,549	46.49

※エリア制実施のサテライト店です。

## ■ 預金業務

### 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	419,156	435,450
うち有利息預金	364,401	380,044
定期性預金	422,875	407,460
うち固定金利定期預金	403,622	390,345
うち変動金利定期預金	70	68
その他	2,775	3,020
計	844,807	845,931
譲渡性預金	—	—
合計	844,807	845,931

①1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 定期預金残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
定期預金	388,026	380,355
固定金利定期預金	387,960	380,285
変動金利定期預金	66	70
その他	—	—

### 1店舗当たり・常勤従業員1人当たりの預金積金残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
1店舗当たりの預金積金残高	23,776	23,879
常勤従業員1人当たりの預金積金残高	1,424	1,500

# 営業の状況

## 貸出業務

### 貸出金平均残高

(単位:百万円)

				令和5年度	令和6年度
割	引	手	形	1,145	799
手	形	貸	付	8,341	7,888
証	書	貸	付	343,770	346,372
当	座	貸	越	25,108	27,007
合			計	378,366	382,067

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 貸出金残高

(単位:百万円)

				令和5年度	令和6年度
貸	出	金		385,064	388,549
固	定	金	利	301,341	305,910
変	動	金	利	83,722	82,639

### 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

				令和5年度		令和6年度	
				貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設	備	資	金	187,575	48.71	183,740	47.28
運	転	資	金	197,488	51.28	204,808	52.71
合			計	385,064	100.00	388,549	100.00

### 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

				令和5年度	令和6年度		
消	費	者	ロ	ー	ン	16,631	17,447
住	宅	ロ	ー	ン	112,322	113,480	

### 1店舗当たり・常勤役職員1人当たりの貸出金残高

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度														
1	店	舗	当	た	り	の	貸	出	金	残	高	11,001	11,101				
常	勤	役	職	員	1	人	当	た	り	の	貸	出	金	残	高	659	697

### 貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	令和5年度			令和6年度											
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比									
製	造	業	826	25,854	6.71	847	25,632	6.59							
農	業	、	林	業	31	276	0.07	31	313	0.08					
漁	業		5	32	0.00	6	34	0.00							
鉱	業	、	採	石	業	、	砂	利	採	取	業	2	1,052	0.27	
建	設	業	904	19,570	5.08	996	20,792	5.35							
電	気	・	ガ	ス	・	熱	供	給	・	水	道	業	17	1,329	0.34
情	報	通	信	業	16	274	0.07	19	324	0.08					
運	輸	業	、	郵	便	業	100	5,281	1.37	106	4,957	1.27			
卸	売	業	、	小	売	業	919	25,866	6.71	960	26,403	6.79			
金	融	業	、	保	険	業	23	22,006	5.71	28	22,814	5.87			
不	動	産	業	641	39,467	10.24	662	39,328	10.12						
各	種	サ	ー	ビ	ス	1,674	46,531	12.08	1,788	44,905	11.55				
小			計	5,158	187,543	48.70	5,464	188,290	48.45						
地	方	公	共	団	体	等	16	65,359	16.97	17	67,052	17.25			
個			人	19,248	132,161	34.32	18,869	133,206	34.28						
合			計	24,422	385,064	100.00	24,350	388,549	100.00						

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 貸出金及び債務保証見返の担保別残高

(単位:百万円)

	貸出金		債務保証見返	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	2,936	2,931	27	16
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	107,939	107,317	37	24
その他	240	240	—	—
計	111,116	110,489	65	41
信用保証協会・信用保険	58,573	58,427	70	52
保証	38,795	41,705	0	0
信用	176,580	177,926	483	503
合計	385,064	388,549	619	597

営業の状況

## 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
信金中央金庫	34	22
(株)日本政策金融公庫	228	223
(独)住宅金融支援機構	5,012	4,641
(独)福祉医療機構	145	115
その他	56	68
合計	5,479	5,070

## 預貸率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
期末預貸率	46.27	46.49
期中平均預貸率	44.78	45.16

① 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 貸倒引当金の内訳(期末残高及び期中の増減額)

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	458	403	—	458
	令和6年度	403	289	—	403
個別貸倒引当金	令和5年度	6,120	6,338	147	5,972
	令和6年度	6,338	6,075	262	6,075
合計	令和5年度	6,578	6,741	147	6,430
	令和6年度	6,741	6,364	262	6,479

② 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

## 貸出金償却の額

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却	13,979	13,324

# 営業の状況

## ■ 証券業務その他

### 商品有価証券・有価証券の残高・平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	204,437	206,798	220,302	212,276
国債	67,289	71,772	72,778	75,251
地方債	16,179	20,741	15,514	15,982
短期社債	—	—	—	—
社債	64,462	64,785	72,352	70,515
株式	1,114	329	1,241	384
外国証券	18,270	17,036	21,392	19,489
その他の証券	37,120	32,133	37,023	30,653
合計	204,437	206,798	220,302	212,276

### 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	令和5年度	1,202	2,500	—	—	1,931	61,655	—	67,289
	令和6年度	2,500	—	—	—	19,737	50,541	—	72,778
地方債	令和5年度	7,659	6,600	—	—	890	1,028	—	16,179
	令和6年度	6,567	—	—	—	4,185	4,762	—	15,514
短期社債	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和5年度	9,572	6,128	4,458	12,925	14,445	16,932	—	64,462
	令和6年度	2,952	5,012	13,230	17,200	17,235	16,720	—	72,352
株式	令和5年度	—	—	—	—	—	—	1,114	1,114
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	1,241	1,241
外国証券	令和5年度	2,000	1,798	2,793	697	981	10,000	—	18,270
	令和6年度	1,000	1,982	4,312	992	3,104	10,000	—	21,392
その他の証券	令和5年度	0	—	794	1,002	645	34,310	367	37,120
	令和6年度	—	287	1,543	942	627	31,520	2,100	37,023

### 預証率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
期末預証率	24.56	26.35
期中平均預証率	24.47	25.09

① 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

【有価証券の時価情報】

1. 売買目的有価証券 売買目的有価証券は保有しておりません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	3,300	3,302	2	1,000	1,000	0
	小計	3,300	3,302	2	1,000	1,000	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	11,300	9,804	△ 1,495	11,600	9,094	△ 2,505
	小計	11,300	9,804	△ 1,495	11,600	9,094	△ 2,505
合計	14,600	13,107	△ 1,492	12,600	10,094	△ 2,505	

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、次頁「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	865	79	785	870	58	811
	債券	53,887	53,105	781	8,749	8,747	1
	国債	18,420	17,766	654	5,119	5,118	0
	地方債	15,313	15,257	56	2,580	2,580	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	20,152	20,081	70	1,049	1,048	0
	その他	36,119	30,800	5,319	33,746	28,700	5,045
	小計	90,872	83,985	6,886	43,366	37,506	5,859
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	123	128	△ 5
	債券	94,044	99,112	△ 5,067	151,895	165,184	△ 13,288
	国債	48,868	52,871	△ 4,002	67,659	76,751	△ 9,091
	地方債	865	876	△ 10	12,934	13,354	△ 419
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	44,310	45,364	△ 1,053	71,302	75,079	△ 3,776
	その他	3,927	3,980	△ 53	10,753	11,041	△ 288
	小計	97,971	103,093	△ 5,121	162,772	176,354	△ 13,582
合計	188,844	187,078	1,765	206,139	213,861	△ 7,722	

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

# 営業の状況

## 5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	60	60
非上場株式	189	187
信金中央金庫出資金	6,677	6,677
組合出資金	743	1,316
その他出資金	2	2
合計	7,673	8,243

### 【金銭の信託の時価情報】

#### 1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
2,428	33	2,793	△ 26

2. 満期保有目的の金銭の信託 満期保有目的の金銭の信託は保有していません。

3. その他の金銭の信託 その他の金銭の信託は保有していません。

### 【デリバティブ取引の状況】

1. 金利関連取引 金利関連取引残高はありません。

2. 通貨関連取引 通貨関連取引残高はありません。

3. 株式関連取引 株式関連取引残高はありません。

4. 債券関連取引 債券関連取引残高はありません。

5. 商品関連取引 商品関連取引残高はありません。

6. クレジットデリバティブ取引 クレジットデリバティブ取引残高はありません。

### 公共債窓販実績

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
販売実績	944	2,441

公共債引受実績 公共債引受実績はありません。

### 外国為替取次実績

(単位:千米ドル)

	外国為替取次実績		合計
	貿易関係	貿易外	
令和5年度	10,397	2,294	12,691
令和6年度	11,193	928	12,121

### 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	送金・振込為替		代金取立		送金・振込為替		代金取立	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
仕向為替	1,472,110	726,532	40	56	1,451,097	773,688	47	81
被仕向為替	1,591,010	784,761	14	6	1,615,878	847,972	9	2

## ■ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当金庫の当期末における信用金庫法及び金融再生法上の不良債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が80億75百万円、危険債権が116億94百万円、要管理債権が8億65百万円となり、合計206億35百万円です。

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権に対する保全状況は、不動産担保や信用保証協会等機関保証で114億73百万円が保全されており、また、その差額について貸倒引当金61億10百万円を計上しています。

したがって、保全率は85.21%となり、引当率は66.69%となりました。

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高(a)	比率	保全額(b)	担保・保証等による 回収見込み額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/((a)-(c))	
信用金庫法及び金融 再生法上の不良債権(A)	令和5年度	21,350	5.52	18,149	11,763	6,385	85.00	66.60
	令和6年度	20,635	5.29	17,584	11,473	6,110	85.21	66.69
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	8,298	2.14	8,298	3,592	4,705	100.00	100.00
	令和6年度	8,075	2.07	8,075	3,634	4,440	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	12,105	3.13	9,306	7,673	1,632	76.87	36.84
	令和6年度	11,694	3.00	9,189	7,555	1,634	78.58	39.48
要管理債権	令和5年度	946	0.24	543	496	46	57.46	10.43
	令和6年度	865	0.22	319	283	35	36.85	6.05
三月以上 延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	令和5年度	946	0.24	543	496	46	57.46	10.43
	令和6年度	865	0.22	319	283	35	36.85	6.05
正常債権(B)	令和5年度	365,026	94.47					
	令和6年度	369,056	94.70					
合計総与信残高 (A)+(B)	令和5年度	386,377	100.00					
	令和6年度	389,692	100.00					

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(b)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込み額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

# 自己資本の充実の状況

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
<b>【コア資本に係る基礎項目(1)】</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	55,890	57,272
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,406	4,372
うち、利益剰余金の額	51,501	52,914
うち、外部流出予定額(△)	48	47
うち、上記以外に該当するものの額	30	33
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	423	452
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	423	452
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	56,313	57,725
<b>【コア資本に係る調整項目(2)】</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	112	122
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	112	122
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	253	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	558	563
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	923	685
<b>【自己資本】</b>		
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	55,390	57,039
<b>【リスク・アセット等(3)】</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	315,319	331,796
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,765	17,237
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	332,084	349,033
<b>【自己資本比率】</b>		
自己資本比率[(ハ)/(ニ)]	16.67%	16.34%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準より自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット額の合計額	315,319	12,612	331,796	13,271
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	311,473	12,458	323,746	12,949
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	279	11	289	11
我が国の政府関係機関向け	687	27	976	39
地方三公社向け	39	1	37	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	59,304	2,372	62,621	2,504
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1	0
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	87,994	3,519	77,075	3,083
中小企業等向け及び個人向け	88,919	3,556	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	51,771	2,070
トランザクター向け	—	—	2,459	98
抵当権付住宅ローン	5,474	218	—	—
不動産取得等事業向け	35,594	1,423	—	—
不動産関連向け	—	—	83,656	3,346
自己居住用不動産等向け	—	—	44,055	1,762
貸用不動産向け	—	—	36,653	1,466
事業用不動産関連向け	—	—	2,948	117
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	701	28
三月以上延滞等	599	23	—	—
延滞等向け	—	—	10,383	415
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	1,318	52
取立未済手形	48	1	27	1
信用保証協会等による保証付	1,838	73	1,927	77
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	331	13	—	—
出資等のエクスポージャー	331	13	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株 式 等	—	—	436	17
上 記 以 外	30,360	1,214	32,522	1,300
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	15,237	609	15,238	609
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,385	335	8,138	325
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,799	71	2,894	115
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	1,284	51
上記以外のエクスポージャー	4,938	197	4,965	198
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,740	149	7,943	317
ルック・スルー方式	3,740	149	7,943	317
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八%で除して得た額(簡便法)	105	4	105	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	16,765	670	17,237	689
BI	—	—	—	—
BIC	—	—	—	—
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	332,084	13,283	349,033	13,961

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらの準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項はありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

## 自己資本の充実の状況

■ 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	延滞エク スポージャー		
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度			令和5年度	令和6年度
内	873,173	886,561	395,956	408,602	170,265	195,330	—	—	1,438	15,583
外	502	503	—	—	502	503	—	—	—	—
地域別合計	<b>873,676</b>	<b>887,064</b>	<b>395,956</b>	<b>408,602</b>	<b>170,768</b>	<b>195,833</b>	—	—	<b>1,438</b>	<b>15,583</b>
製造業	42,483	47,104	27,131	29,280	15,257	17,729	—	—	312	2,631
農業、林業	357	426	357	426	—	—	—	—	—	—
漁業	67	782	67	80	—	701	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,053	1,041	1,053	1,041	—	—	—	—	—	907
建設業	24,330	22,710	23,473	21,204	857	1,506	—	—	150	1,106
電気・ガス・熱供給・水道業	11,408	19,309	1,335	6,324	10,073	12,985	—	—	—	105
情報通信業	3,635	4,662	274	404	3,278	4,087	—	—	—	26
運輸業、郵便業	8,702	9,763	5,509	5,308	3,187	4,450	—	—	19	641
卸売業、小売業	31,856	32,716	27,116	28,677	4,699	3,999	—	—	364	3,248
金融業、保険業	351,869	330,245	32,376	33,260	26,289	29,880	—	—	—	1
不動産業	44,815	19,598	40,717	16,404	4,083	3,174	—	—	4	763
各種サービス業	53,408	45,688	53,002	44,749	307	840	—	—	331	3,222
地方公共団体等	168,151	183,558	65,414	67,076	102,734	116,478	—	—	—	—
個人	118,124	148,108	118,124	148,108	—	—	—	—	256	2,924
その他	13,412	21,346	—	6,253	—	—	—	—	—	5
業種別合計	<b>873,676</b>	<b>887,064</b>	<b>395,956</b>	<b>408,602</b>	<b>170,768</b>	<b>195,833</b>	—	—	<b>1,438</b>	<b>15,583</b>
1年以下	185,406	207,903	15,305	62,111	20,427	13,042	—	—	—	—
1年超3年以下	144,170	132,469	7,144	21,339	17,024	7,103	—	—	—	—
3年超5年以下	21,346	42,322	14,014	24,011	7,292	18,111	—	—	—	—
5年超7年以下	31,270	54,787	17,368	35,784	13,901	19,002	—	—	—	—
7年超10年以下	70,265	100,860	51,870	50,991	18,394	49,869	—	—	—	—
10年超	398,186	325,916	289,459	214,212	93,726	88,704	—	—	—	—
期間の定めのないもの	23,030	22,804	794	152	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	<b>873,676</b>	<b>887,064</b>	<b>395,956</b>	<b>408,602</b>	<b>170,768</b>	<b>195,833</b>	—	—	—	—

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、未決済為替貸、前払費用、未収収益、仮払金、その他の資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、債務保証見返、投資信託、投資事業組合が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却			
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用	その他	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	403	358	358	369	89	5	313	353	358	369	1	8
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	890	889	889	886	—	—	890	889	889	886	—	—
建設業	588	566	566	550	6	11	582	554	566	550	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	624	619	619	595	—	—	624	619	619	595	—	—
卸売業、小売業	1,134	1,368	1,368	1,274	16	147	1,117	1,221	1,368	1,274	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	412	392	392	397	—	—	412	392	392	397	—	—
各種サービス業	1,767	1,814	1,814	1,640	30	59	1,736	1,755	1,814	1,640	9	—
地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	297	326	326	361	4	38	292	288	326	361	3	4
合計	<b>6,120</b>	<b>6,338</b>	<b>6,338</b>	<b>6,075</b>	<b>147</b>	<b>262</b>	<b>5,972</b>	<b>6,075</b>	<b>6,338</b>	<b>6,075</b>	<b>13</b>	<b>13</b>

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウエイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	8,047	—	8,047	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	95,261	—	95,261	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	97,080	600	92,256	60	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,892	—	2,892	—	289	10
我が国の政府関係機関向け	9,767	—	9,767	—	976	10
地方三公社向け	185	—	185	—	37	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	272,795	10,000	272,795	10,000	62,621	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8	—	8	—	1	23
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	121,311	15,386	117,264	1,864	77,075	65
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	76,940	76,626	73,791	7,772	51,771	63
トランザクター向け	—	59,358	—	5,935	2,459	41
不動産関連向け	116,140	—	114,803	—	83,656	73
自己居住用不動産等向け	80,160	—	79,074	—	44,055	56
賃貸用不動産向け	33,699	—	33,456	—	36,653	110
事業用不動産関連向け	2,280	—	2,271	—	2,948	130
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	701	—	701	—	701	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,917	501	7,760	61	10,383	133
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,586	—	1,582	—	1,318	83
取立未済手形	136	—	136	—	27	20
信用保証協会等による保証付	29,538	281	29,154	34	1,927	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	436	—	436	—	436	100
合計					291,224	

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウエイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

## 自己資本の充実の状況

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに  
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳(1)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF/信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	8,047															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	95,261															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	92,316															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け		2,892														
我が国の政府関係機関向け	0	9,767														
地方三公社向け				185												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				257,238		23,548							2,007			
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				5		2										
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)				17,002									43,500			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		103		14,865									5,090			
トランザクター向け				844									5,090			
不動産関連向け		354		14,361	1,641	5,420	27	371	35	2,922	48	1,933	3,575	201	1,361	67
自己居住用不動産等向け		354		14,361	1,641	4,624	27		35	2,922			3,575			67
賃貸用不動産向け						796		371			48	1,933		201	1,361	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け																
A D C 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		70		91									879			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		31		295												
取立未済手形				136												
信用保証協会等による保証付	9,911	19,277														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合計	205,537	32,496		304,175	1,641	28,969	27	371	35	2,922	48	7,024	49,962	201	1,361	67

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに  
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳(2)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF/信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金																	8,047
我が国の中央政府及び中央銀行向け																	95,261
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																	92,316
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	2,892
我が国の政府関係機関向け																	9,767
地方三公社向け																	185
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																	282,795
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																	8
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		1,203		42,668			14,754										119,128
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		60,029					1,474										81,564
トランザクター向け																	5,935
不動産関連向け	45,524	8,462			101	100	15,103	747				12,439					114,803
自己居住用不動産等向け	45,401	6,063															79,074
賃貸用不動産向け		2,398				100	15,103					11,140					33,456
事業用不動産関連向け	123				101			747				1,298					2,271
その他不動産関連向け																	
A D C 向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等													701				701
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							507						6,273				7,822
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							1,256										1,582
取立未済手形																	136
信用保証協会等による保証付																	29,189
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等															436		436
合計	45,524	69,696		42,668	101	100	17,993	15,103	747				19,414	436			846,632

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

# 自己資本の充実の状況

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額		告示で定める リスク・ウェイトの区分 (%)	令和6年度			
	令和5年度			CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	格付適用有り	格付適用無し		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
0%	—	206,901	1. 40%未満	567,965	20,940	53.009	573,255
0.75%	—	14,059	2. 40%~70%	102,249	50,966	10.000	107,114
10%	—	28,054	3. 75%	71,532	15,286	10.562	69,696
20%	278,396	53,546	4. 80%	—	—	—	—
35%	—	14,919	5. 85%	43,990	9,336	12.609	42,668
50%	36,684	847	6. 90%~100%	19,013	6,485	12.055	18,195
75%	—	113,292	7. 105%~130%	15,935	—	—	15,850
100%	2,504	117,382	8. 150%	19,615	380	13.060	19,414
150%	—	272	9. 250%	436	—	—	436
250%	—	6,814	10. 400%	—	—	—	—
合計	873,676		11. 1250%	—	—	—	—
			12. その他	—	—	—	—
			合計	840,739	103,394	19.169	846,632

- (注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー		1,942	1,138	24,556	26,205	—	—

- (注)1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。  
 2. 保証を適用している主要な保証人の種類は、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府(以上、リスク・ウェイト0%)及び消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関(適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%)などであります。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### 《当金庫がオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

### 《当金庫が投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	865	865	1,477	1,477
非 上 場 株 式 等	6,929	—	6,927	—
合 計	7,794		8,404	

- (注)1. 上場株式等には、上場投資信託を含めております。  
 2. 非上場株式等には、「信金中金出資金」「その他出資金」勘定として計上している非上場の出資等を含めております。  
 3. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			令和5年度	令和6年度
売	却	益	7	32
売	却	損	24	—
償	却		—	1

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

## 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				令和5年度	令和6年度
評	価	損	益	785	806

## 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当該出資等エクスポージャーについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから評価損益は認識しておりません。

## ■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		34,158	34,809
マンドート方式を適用するエクスポージャー			
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー			
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー			
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー			

## ■ 金利リスクに関する事項

### 金利リスク量

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
1	上方パラレルシフト	29,299	27,347	1,108	1,235
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステッパー化	21,087	20,782		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	29,299	27,347	1,108	1,235
8	自己資本の額	ホ		へ	
		令和6年3月末		令和7年3月末	
		55,390		57,039	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「リスク管理態勢」の項目に記載しております。

## 自己資本の調達手段及び自己資本の充実度に関する評価方法の概要

### 1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、会員の皆さまからの「出資金」や内部留保による資本の積み上げである「利益剰余金」等により構成されております。なお、自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(単位:百万円)

発行主体	福井信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,372

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度については、自己資本比率が国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分確保しております。また、当金庫は、各エクスポージャーが過度に一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた営業推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

## 信用リスク管理について

### 信用リスク管理方針

当金庫グループの信用リスク管理方針は以下のとおりです。

- ・当金庫グループでは、信用リスクをお取引先の業況・財務状況の悪化、市場取引に関連した発行体の財務状況の悪化等により、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収が困難になり、当金庫グループが損失を被るリスクとして定義し、信用リスクを適正に把握し、適正なリスク管理を行うことにより、資産（オフ・バランス<sup>(注1)</sup>資産を含む）の健全性の確保と収益性の向上に努めております。
- ・信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識のうえ、「信用リスク管理規程」や「クレジットポリシー」<sup>(注2)</sup>を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する体制を構築しております。

(注1) オフ・バランスとは

資産・負債であっても、バランスシート（貸借対照表）に計上されないことです。オフ・バランス取引ともいわれております。

(注2) クレジットポリシーとは

与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものです。

### 信用リスク管理体制

当金庫グループの信用リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・信用リスクの評価にあたっては、「信用リスク管理システム」により、信用格付<sup>(注3)</sup>別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先管理など、さまざまな角度から分析を実施しております。
- ・信用リスク量（貸出金信用リスク量・市場信用リスク量）を算出<sup>(注4)</sup>することにより、当金庫グループが取得している信用リスクのレベルを把握しております。また、信用リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠（信用リスク資本枠）の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしております。
- ・信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会やALM委員会において協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会等への報告・審議等、経営陣に対する報告体制を整備しております。

(注3) 信用格付とは

お取引先の信用リスクの程度に応じたランク付のことで、正確な自己査定および適切な引当・償却の基礎となるものです。

(注4) 信用リスク量の算出とは

お取引先の業況・財務状況の悪化等の可能性の程度を推量することをいいます。当金庫グループでは、こうした可能性を統計的な手法を活用し、一定期間に予想される損失額（信用コスト）と、その予想を超えて損失が膨らむ場合の最大損失額（信用VaR）等を算出しております。

### 信用リスク削減手法（担保、保証等）について

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額<sup>(注5)</sup>の算出にあたり、定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことで、具体的には預金担保、保証等が該当します。

当金庫グループでは、以下の手法を採用しております。

#### ○適格金融資産担保

定期預金および定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。

担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲としております。

#### ○貸出金と自金庫預金の相殺

信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に貸出金と担保に供しない預金の一部を相殺しております。

相殺に使用する預金の種類は定期預金および定期積金としており、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額、貸出金の残存期間を下回る預金については、定められたルールに基づき調整額を乗じた額としております。

#### ○保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債務（保証される部分に限る）について、原資産および債務者のリスク・ウェイト<sup>(注6)</sup>に代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

(注5) 信用リスク・アセット類とは

リスクを保有する資産（貸出債権など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことを指します。

(注6) リスク・ウェイトとは

債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（信用リスク・アセット類）を求めるために使用する資産等の種類に応じた掛け目のことです。

## 市場リスク管理について

### 市場リスク管理方針

当金庫グループの市場リスク管理方針は以下のとおりです。

- ・当金庫グループでは、市場リスクを金利、株式、為替等の様々なリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス<sup>(注7)</sup>を含む）の価値が変動し、当金庫グループが損失を被るリスクと定義しております。
- ・市場リスク量を算出<sup>(注8)</sup>することにより、当金庫グループが取得している市場リスクを適切に把握しております。また市場リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠（市場リスク資本枠<sup>(注9)</sup>）の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしております。

(注7) オフ・バランスとは

資産・負債であっても、バランスシート（貸借対照表）に計上されないことです。たとえば、先物取引やオプション取引等の取引は、元本を想定して取引を行いますが、実際に想定元本を払い込んだり、受取るわけではないので、貸借対照表に計上されません。オフ・バランス取引、または簿外取引ともいわれております。

(注8) 市場リスク量の算出とは

当金庫グループが保有する有価証券（債券・株式）等の価値の変動の程度を推量することをいいます。

当金庫グループでは、信用リスク同様、こうした可能性を統計的な手法を活用し算出しております。

(注9) 市場リスク資本枠とは

統合的リスク管理に基づく「リスク資本配賦運営」においては、リスクに対する備えとして自己資本を割り当てておりますが、このうち市場リスクに対して割り当てられた資本を超えないように設定した限度枠を「市場リスク資本枠」といいます。

### 市場リスク管理体制

当金庫グループの市場リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・市場リスクの基本規程として「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスク管理に関する組織、事務分掌及び職務権限等を定め、市場リスク管理体制の整備・確立を図ることにより、当庫の健全性の確保と収益性の向上を図ることを目的としております。
- ・組織面では、市場リスク管理に関する主管部署と担当部門を明確に区分しております。具体的には、市場リスク量の算出を運用業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
- ・通常の市場リスク量の算出とは別に、定期的にバック・テスト、ストレス・テスト<sup>(注10)</sup>等を実施することにより、当金庫グループの経営に与える影響度合いを検証しております。

(注10) バック・テスト、ストレス・テストとは

バック・テストとはリスク量の算出後、実際のマーケットでの損失実績とリスク量を比較し、リスク量が妥当であるかを検証することです。ストレス・テストとは実際のマーケットでは通常起こり得ないような事態を想定し、その損失の程度をシミュレーションすることです。

### 銀行勘定の金利リスク<sup>(注11)</sup>に関するリスク管理の状況

金利リスクについては、その重要性を認識した上で様々な観点からリスク量を算出しており、貸出金、有価証券等の資産のみならず、預金等の負債を加えた銀行勘定全体で金利リスクをとらえております。

金利リスク量の算出における重要事項は以下のとおりです。

- ・当金庫グループが統合的リスク管理の枠組みの中で管理している市場リスクは金利リスク・株式リスク・為替リスク等であり、このうち金利リスクの部分が銀行勘定の金利リスクに該当します。

#### 金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提  
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提  
金利リスクの算出にあたり、 $\Delta$ EVEが正となる通貨のみを単純合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提  
金利リスクの計測にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めていません。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEと $\Delta$ NIILに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは、使用していません。
- 前期の開示からの変動に関する説明  
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
信用リスク・流動性等を考慮しながら、金利リスクの管理を行っております。

B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIL以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項リスク管理では、市場VaRで計測されるリスク量が半期毎に設定される市場リスク資本枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、過去のストレス事象や一定の金利ショックが期間損益や自己資本比率に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、資金証券部・リスク統括部が月次で計測し、ALM委員会・統合的リスク委員会及び常務会に報告しております。

(注11) 銀行勘定の金利リスクとは

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける価値の変動等をいいます。銀行勘定の金利リスクとは、これを金融機関の貸借対照表に計上される資産・負債（オフ・バランス取引を含む）の価値の変動でとらえたものです。

## 株式等運用に関するリスク管理の状況

有価証券全体に占めるウェイトは低位ですが、当金庫グループは債券以外の運用として株式等を保有しております。

株式等の運用においては、「市場リスク管理マニュアル」及び「余裕資金運用基準」に則り、含み益の確保と安定した配当金の受領等、債券運用による収益の補完を基本的な運用方針とし、価格が一定の水準まで下落した場合の措置として「ロスカット基準・アラーム基準」を設定し、市場VaRによるリスク量の算出とともに、一段の価格下落による損失を回避する体制を整備しております。

また、当該取引に係る会計処理については、当金庫グループが定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な処理を行っております。

## オペレーショナル・リスク管理について

### オペレーショナル・リスク管理方針

当金庫グループのオペレーショナル・リスク管理方針は以下のとおりです。

- ・オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムの処理等における不適切な対応や外部環境の変化により損失を被るリスクのことであります。具体的には、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを全体として捉え、総合的な管理態勢の強化に努めております。
- ・組織面では、統合的リスク委員会他、各リスク委員会等におきまして協議・検討するとともに、定期的または必要に応じ常務会、理事会等において、報告する体制を整備しております。
- ・オペレーショナル・リスク量の算出においては、「標準的計測手法<sup>(注12)</sup>」を採用しております。

(注12)標準的計測手法とは

標準的計測手法とは、事業規模要素(BIC)に内部損失乗数(ILM)を乗じてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。

### 事務リスク管理方針

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことであります。

当金庫グループは、この事務リスクを適正に把握および管理し、事務処理の適正化と向上を図ることによりお客さまとのトラブル・不祥事件の発生を未然に防止し、健全性の確保と収益性の向上に努めております。

### 事務リスク管理体制

当金庫グループは、健全性の確保と、収益性の向上を図ることを目的とし、「事務リスク管理規程」を定め適切な事務リスク管理を行う態勢整備に努めております。

- (1)事務リスク主管理部署である事務部ならびに事務リスク担当部署は「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」および「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、事務リスクに関するリスクを正確に把握・分析・評価するための態勢を整備し、事務リスクに関する施策を円滑に実行しております。
- (2)事務水準の向上、事務処理の適正化を図るため、適宜、事務指導および研修を行っております。また、規程・要領の遵守状況をチェックするとともに、事故を未然に防止するための管理態勢等が確実に機能しているか検証し、事務の正確性維持および事故防止を図っております。
- (3)事務リスク管理に関する状況等について、オペレーショナル・リスク管理部署へ報告するとともに、必要に応じ常務会ならびに理事会に報告しております。
- (4)規程・要領について法令等に則っているか、現状に則しているか等を常に把握し、要領の内容を見直すとともに、事務リスクの所在を正確に把握し、事務リスクが発生することのないよう規程・要領の整備を図っております。

### システムリスク管理方針

当金庫グループのシステムリスク管理方針は下記のとおりです。

システムリスクとはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い当庫が損失を被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより当庫が損失を被るリスクのことであります。

当金庫グループは、システムリスクを的確に把握・分析・管理し、適切にリスク排除・軽減するためのシステム安全対策を講じ、情報資産の適切な利用・管理・保護態勢を確保することにより、業務の健全性及び適切性の確保と、収益性の向上に努めております。

### システムリスク管理体制

当金庫グループでは、「システムリスク管理規程」、「セキュリティポリシー」を制定し、業務の健全性及び適切性の確保や情報資産の安全性確保を目的として、適切なシステムリスク管理を行う態勢整備に努めております。

- (1)システムリスクの管理体制は、セキュリティ管理、システム管理、データ管理、ネットワーク管理で構成し、しんきん共同センターに委託している勘定系オンラインシステム、自金庫のホストコンピュータ、各種業務システム等のセキュリティ管理や運営管理を円滑かつ正確・安全に行うために必要な事項を定め、実行できる態勢を構築しております。
  - (2)大規模災害や不測の事故あるいはシステム障害等を想定した規程・要領・マニュアルを制定し、これらに基づく訓練を定期的実施しております。
  - (3)「サイバーセキュリティ対応マニュアル」を制定し、不正アクセス対策、盗難対策、ウイルス対策等システムの重要度、リスクの大きさに合わせて適切なセキュリティの確保・強化する態勢を構築しております。
- サイバー攻撃によるインシデント発生から復旧までの作業を円滑かつ

効率的に実施し、インシデントによる影響を最小限にすることに努めております。

## 流動性リスク管理について

### 流動性リスク管理方針

資金と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、資金確保が困難になったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。

当金庫は、このリスクの特性に見合った適切な流動性リスク管理態勢の整備・確立に努めております。

### 流動性リスク管理体制

当金庫グループの流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

「流動性リスク管理規程」及び「資金繰り管理マニュアル」等を整備し、不測の事態に速やかに対処できる体制を整えております。

組織面では流動性リスク管理に関する主管理部署と担当部門を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。

資金繰りリスクについては、担当部門が日々・週次・月次の資金繰り表に基づき資金繰りを行い、これを主管理部署がチェックする体制を徹底しております。

ALM委員会および常務会に対し、四半期毎に支払準備率<sup>(注13)</sup>の報告等を行っております。

(注13)支払準備率とは

支払準備資産(現金、預け金、有価証券等)を定期性預金(含む譲渡性預金)の10%と要求性預金の30%の合計額で除したもので、預金の払い戻し資金がどの程度準備されているかを表す指標です。

## その他のリスク管理状況について

### 派生商品取引・長期決済期間取引について

当金庫グループの派生商品取引(デリバティブ取引)の取扱いについては、固定長期貸出や外国為替等に係るリスクヘッジ<sup>(注14)</sup>の目的で行う金利スワップ取引<sup>(注15)</sup>、為替先物予約取引等があります。

派生商品取引には市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクに対しては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形で管理、信用リスクに対しては、総与信取引における保全枠との一体的な管理によりリスクを限定するなど、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

なお、本取引の管理については「デリバティブ取引運用基準」に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(注14)リスクヘッジとは

リスクの防止あるいは軽減を試みることです。

(注15)金利スワップ取引とは

同一通貨間で異なる金利を将来にわたって交換する取引のことで、最も一般的なものは、変動金利と固定金利を交換する取引です。

### 証券化<sup>(注16)</sup>エクスポージャーについて

当該投資証券にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。なお、信用リスク・アセットの額の算出は標準的手法を採用しております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は以下のとおりです。

格付投資情報センター (R&I)  
日本格付研究所(JCR)  
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)  
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

(注16)証券化とは

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行っておりません。また、有価証券投資の一環として購入する投資家としての証券化エクスポージャーも保有しておりません。

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1)報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法    b. 決定時期    c. 金額

### (2)令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	253

注1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」179百万円、「賞与」12百万円、「退職慰労金」61百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

### (3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

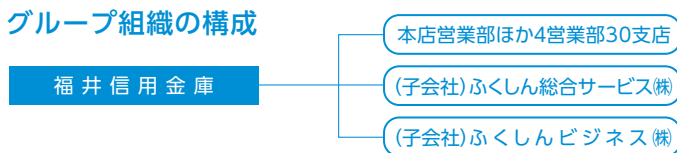
2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 金庫及びその子会社等の主要な事業内容及び組織の構成

「福井信用金庫」グループは、福井信用金庫と100パーセント出資子会社であるふくしん総合サービス(株)とふくしんビジネス(株)で構成されており、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務やメール業務などの金融サービスを提供しております。

グループ組織の構成



子会社に関する状況

会社名	ふくしん総合サービス株式会社	ふくしんビジネス株式会社
所在地	福井市田原2丁目3番1号	坂井市丸岡町西里丸岡10号15番地
資本金	30百万円	30百万円
当金庫議決権比率	100%	100%
設立年月日	昭和62年7月10日	平成18年7月7日
主要業務内容	当金庫のためのメール業務、現金精査整理事務、ATM機器の管理等	火災保険の期日管理及び火災保険証券・債権書類の集中保管・管理業務等

直近の事業年度における事業の概況

連結子会社であります「ふくしん総合サービス(株)」は、売上高は前期比6,328千円減少の1億2,500万円となり、経常利益は5,888千円となりました。

また、「ふくしんビジネス(株)」は、売上高は前期比1,341千円減少の38百万円となり、経常利益は2,119千円となりました。

その結果、今期の連結決算における経常収益は98億4,100万円、経常利益は16億1,500万円となりましたが、この連結決算業績は、連結決算の中心であります当金庫単体の業績によるものが大部分を占めております。

5 連結会計年度における主要な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益(千円)	9,645,729	9,108,884	12,146,800	9,765,405	9,841,640
連結経常利益(千円)	1,543,364	856,443	1,291,198	842,883	1,615,302
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,286,363	403,374	981,429	1,110,895	1,466,249
連結純資産額(百万円)	58,394	58,316	56,212	57,298	49,692
連結総資産額(百万円)	893,101	923,920	890,354	892,220	887,878
連結自己資本比率(%)	17.32	17.51	17.29	16.70	16.37

連結信用金庫法開示債権について

令和7年3月末連結決算の連結信用金庫法開示債権については、単体決算と同額となっております。

事業の種類別セグメント情報

連結子会社である「ふくしん総合サービス(株)」「ふくしんビジネス(株)」は、信用金庫業務以外に事業を営んでおりませんので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

■ 連結財務諸表の作成方針

○連結の範囲に関する事項

連結の範囲に含まれた子会社 2社  
ふくしん総合サービス(株)、ふくしんビジネス(株)

○連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であります。

○剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

■ 連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 連結の範囲に関する事項

- イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。
- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  
連結子会社の数 2社  
ふくしん総合サービス株式会社  
ふくしんビジネス株式会社  
連結子会社の主要な業務内容は、上記子会社に関する状況をご覧ください。
- ハ. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ありません。

- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ありません。
  - ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要  
該当ありません。
2. 自己資本調達手段の概要  
当金庫グループは、毎期からの蓄積である内部留保(利益剰余金)を中心に自己資本の充実を図っており、令和7年3月末現在で外部から調達している自己資本は、地域のお客さまからお預りしている当金庫の普通出資金のみであります。
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要  
令和6年度における自己資本比率は16.37%と国内基準の4%を大きく上回っており、連結グループ内の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポージャーにおいても、特定分野に集中することなく、リスク分散が図られております。また、将来の自己資本の充実につきましては、今後も利益の積み上げにより自己資本の充実を図ってまいります。

## 財務諸表等【連結】

### ■ 連結貸借対照表

科 目	令和5年度	令和6年度
( 資 産 の 部 )		
現金及び預け金	293,180	267,998
買入金銭債権	41	27
金銭の信託	2,428	2,793
有価証券	204,377	220,242
貸出金	385,064	388,549
その他資産	8,285	8,281
有形固定資産	4,419	4,498
建物	1,577	1,456
土地	2,321	2,402
建設仮勘定	—	2
その他の有形固定資産	520	637
無形固定資産	161	175
ソフトウェア	128	143
リース資産	5	4
その他の無形固定資産	27	27
退職給付に係る資産	558	784
繰延税金資産	445	891
債務保証見返	619	597
貸倒引当金	△ 6,741	△ 6,364
資産の部合計	892,840	888,476

### ■ 連結損益計算書

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	9,765,405	9,841,640
資金運用収益	8,055,249	8,325,028
貸出金利息	4,443,296	4,681,732
預け金利息	473,839	678,122
有価証券利息配当金	3,015,484	2,842,481
その他の受入利息	122,628	122,692
役務取引等収益	1,154,570	1,076,821
その他業務収益	177,813	124,265
その他経常収益	377,772	315,524
貸倒引当金戻入益	—	114,490
償却債権取立益	164,056	31,870
その他の経常収益	213,716	169,163
経常費用	8,922,522	8,226,338
資金調達費用	41,749	453,749
預金利息	35,559	448,782
給付補填備金繰入額	2,934	2,690
借入金利息	1,902	941
その他の支払利息	1,353	1,335
役務取引等費用	756,738	765,671
その他業務費用	1,186,756	566,133
経常費用	6,502,820	6,243,998
その他経常費用	434,456	196,786
貸倒引当金繰入額	311,029	—
その他の経常費用	123,426	196,786
経常利益	842,883	1,615,302

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
( 負 債 の 部 )		
預金積金	831,989	835,591
借入金	766	282
その他負債	1,378	1,516
賞与引当金	417	395
役員賞与引当金	13	13
役員退職慰労引当金	272	247
睡眠預金払戻損失引当金	19	13
偶発損失引当金	64	125
債務保証	619	597
負債の部合計	835,541	838,784
( 純 資 産 の 部 )		
出資金	4,406	4,372
利益剰余金	51,609	53,028
会員勘定合計	56,016	57,400
その他有価証券評価差額金	1,282	△ 7,708
評価・換算差額等合計	1,282	△ 7,708
純資産の部合計	57,298	49,692
負債及び純資産の部合計	892,840	888,476

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
特別利益	104,149	14,738
固定資産処分益	104,149	14,738
特別損失	26,596	69,478
固定資産処分損	3,896	58,865
減損損失	10,527	10,314
その他の特別損失	12,172	298
税金等調整前当期純利益	920,436	1,560,561
法人税、住民税及び事業税	13,027	54,032
法人税等調整額	△ 203,487	40,280
法人税等合計	△ 190,459	94,312
当期純利益	1,110,895	1,466,249
親会社株主に帰属する当期純利益	1,110,895	1,466,249

### ■ 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
( 利 益 剰 余 金 の 部 )		
利益剰余金期首残高	50,547,746	51,609,904
利益剰余金増加高	1,110,895	1,466,249
親会社株主に帰属する当期純利益	1,110,895	1,466,249
利益剰余金減少高	48,738	48,122
配当金	48,738	48,122
利益剰余金期末残高	51,609,904	53,028,030

(注)信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成15年4月22日付内閣府令第49号)により、連結剰余金計算書等の様式が改正されたことに伴い、「(資本剰余金の部)」及び「(利益剰余金の部)」に区分して記載することとされておりますが、当金庫には「(資本剰余金の部)」に該当する項目がないため省略しております。

## 連結財務諸表に関する注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産導入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 6年～39年  
その他の有形固定資産 3年～20年  
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。  
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数として定額法により償却しております。  
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,862百万円であります。  
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準による方法であります。  
また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用  
その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により損益処理  
数理計算上の差異  
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理  
「退職給付に係る負債」については、信用金庫の規則に準じた方法に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。  
当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）  
年金資産の額 1,832,300百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円  
差引額 △ 21,384百万円  
②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在） 0.5924%  
③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の積立方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該債権に充てられる特別掛金110百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 当金庫並びに連結される子会社の消費税込地方消費税の会計処理は、税抜方式による方法であります。
16. 「関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」は次のとおりです。  
投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で益の場合は「有価証券利益配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。  
なお、当連結会計年度は、「有価証券利益配当金」に投資信託の解約・償還に伴う差損益547百万円を計上しております。
17. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目において、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。  
貸倒引当金 6,364百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。  
「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。  
「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。  
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。  
繰延税金資産 891百万円  
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。  
当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
18. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
19. 子会社等株式の総額は60百万円です。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は9,826百万円です。
21. 有形固定資産の圧縮記録額は41百万円です。
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該証券の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸付貸借契約によるものに限る。）であります。
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 8,075百万円  |
| 危険債権額              | 11,694百万円 |
| 三月以上延滞債権額          | －百万円      |
| 貸出条件緩和債権額          | 865百万円    |
| 合計額                | 20,635百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は596百万円です。
24. 担保に供している資産は次のとおりです。
- |            |          |
|------------|----------|
| 担保に供している資産 |          |
| 有価証券       | 4,400百万円 |
| 預け金        | 1,100百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 預金  | 2,512百万円（市県民税、歳入金等） |
| 借入金 | 200百万円              |
- 上記のほか、当座借越の担保として預け金25,000百万円、内国為替決済の保証金として預け金25,000百万円を差し入れております。
25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は240百万円です。
26. 出資1口当たりの純資産額は10,471円36銭であります。
27. 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針  
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務を柱とした金融サービスを展開しております。これらの業務は、金利や市場価格の変動等により影響を受ける可能性があります。ことから、資産および負債を一体として管理する資産運用・調達の総合管理（ALM: Asset and Liability Management）を実施し、金利リスクや流動性リスクの適切なコントロールに努めています。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫グループが保有する金融資産は、主として営業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらの資産は、それぞれ発行体の信用リスクや金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、これらに加えて、為替変動リスクにも晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクを有しております。また、変動金利の預金については、金利変動リスクにも晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理  
当金庫グループは、「融資取扱規程」および信用リスクに関する各種規定に基づき、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度の管理、信用情報の把握、保証・担保の設定、問題債権への対応など、総合的な信用管理体制を構築し運営しております。これらの管理は、各営業店とのほか融資部や経営サポート部が担い、定期的にリスク統括部及び常務会に報告するとともに、必要に応じて理事会において検証を行っております。また、有価証券発行体の信用リスク及びデリバティブ取引におけるカウンターパーティリスクについては、資金証券部が信用情報や時価の定期的な把握により、管理を行っております。
- ②市場リスクの管理  
(i)金利リスクの管理  
当金庫グループは、資産・負債の総合管理（ALM）により、金利変動リスクの適切な管理に取り組んでいます。ALMに関する規程において、リスク管理方法や運用手続等を明文化し、ALM委員会等で決定された方針に基づき、常務会・理事会において実施状況の確認と、今後の方針について協議しております。日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間構造を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析を通じてリスクをモニタリングし、定期的にリスク統括部へ報告するとともに、必要に応じて常務会・理事会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理  
為替変動リスクについては、外貨建資産ごとに個別に管理しており、保有内容や為替動向に応じた対応を行っております。
- (iii)価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場性商品については、「余裕資金運用基準」・「市場リスク管理マニュアル」に基づき、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部が保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものも含まれており、当該取引先の市場環境や財務状況などを継続的にモニタリングしております。これらの情報は資金証券部を通じて、理事会及び統合的リスク委員会に定期的に報告されております。
- (iv)デリバティブ取引  
デリバティブ取引については、「デリバティブ取引運用基準」に基づき適切に実施しております。
- (v)市場リスクに係る定量的情報  
当金庫において、主要なリスク変数である金利変動の影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券（債券および投資信託）」、「貸出金」及び「預金積金」であります。有価証券の市場リスク量（損失額の推計値）は、VaR（分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間5年））により算出しており、当事業年度の決算日現在で7,255百万円となっております。なお、有価証券については、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを日々実施しており、使用する計測モデルは、十分な精度で市場リスクを把握しているものと判断しております。ただし、通常では想定し難い市場環境の急変時には、リスクの一部を補足できない可能性があります。また、「預け金」、「貸出金」、「預金・積金」については、VaR（分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間5年））により算出しており、当事業年度の決算日現在で2,949百万円となっております。当該VaRの算出に当たっては、対象の資産及び負債を固定金利群と変動金利群に分類し、各金利群において、金利の再設定タイミングに応じて期間別・残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いてリスク量を算出しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定したうえで、当事業年度末において、上方パラレルシフト（金利の一律上昇。日本国の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が発生した場合、対象となる金融商品の経済価値は6,727百万円減少する見込まれます。この想定では、金利以外のリスク係数を一定と仮定しており、金利と他のリスク変数との相関は考慮していません。

# 財務諸表等【連結】

また、実際に金利が合理的な予想変動幅を超えて変動が生じた場合には、算定された影響額を超える損失が生じる可能性もあります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金融グループでは、関係各社からの情報を基に適時に資金管理を行うとともに、資金調達手段の多様化や、市場環境を踏まえた短期・長期の資金調達バランスの調整により、流動性リスクの管理に努めております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定にあたっては、一定の前提条件や仮定を採用しており、異なる前提に基づいた場合には、当該時価が異なる可能性があります。

また、一部の金融商品については、簡便的な計算方法により算出された時価に代替する金額を含めて開示しております。

## 28. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については、(注1)参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、買入手形及びコールローン、買戻先約定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形及びコールマネー、売戻先約定、債券貸借取引受入担保金並びにコマーシャルペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要な要素の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1)現金及び預け金(※1)	267,998		254,781		△ 13,217
(2)有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券(※3)	12,600 206,139		10,094 206,139		△ 2,505 -
(3)貸出金(※1) 貸倒引当金(※2)	388,549 △ 6,307		374,611		△ 7,629
金融資産計	868,979		845,627		△ 23,352
(1)預金積金(※1)	835,591		835,634		43
(2)借入金(※1)	282		283		0
金融負債計	835,874		835,918		43

(※1) 現金及び預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

## (注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

### 金融資産

#### (1)現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

#### (2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自庫保証付私簿債は、DCF法に基づき算出しております。

なお、保有目的のこの有価証券に関する注記事項については29.から33.に記載しております。

#### (3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

### 金融負債

#### (1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2)借入金

借入金は、すべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区	分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	(※1)(※2)	187
信金中央金庫出資金(※1)	(※1)	6,677
組合出資金(※3)	(※3)	1,316
その他出資金	(※3)	2
合計		8,183

(※1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区	分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	(※1)	140,797	104,200	-	23,000
有価証券	(※1)	13,024	26,982	65,579	122,606
満期保有目的の債券	(※1)	1,000	900	700	10,000
その他有価証券のうち満期があるもの	(※1)	12,024	26,082	64,879	112,606
貸出金(※2)	(※2)	78,162	109,745	83,026	117,616
合計		231,983	240,927	148,605	263,222

(※1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは「1年以内」に含めて開示しております。

## (注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

区	分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	(※)	767,343	67,330	2	915
借入金	(※)	200	42	40	-
合計		767,543	67,372	42	915

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

## 29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

①売買目的有価証券は保有しておりません。

## ②満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種	類	連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
国債	国債	-	-	-	-	-
地方債	地方債	-	-	-	-	-
短期社債	短期社債	-	-	-	-	-
社債	社債	-	-	-	-	-
その他	その他	1,000	1,000	0	0	0
小計	小計	1,000	1,000	0	0	0
超時価	国債	-	-	-	-	-
対照表	地方債	-	-	-	-	-
を	短期社債	-	-	-	-	-
上	社債	-	-	-	-	-
の	その他	11,600	9,094	△ 2,505	△ 2,505	△ 2,505
計	小計	11,600	9,094	△ 2,505	△ 2,505	△ 2,505
合計	合計	12,600	10,094	△ 2,505	△ 2,505	△ 2,505

## ③その他有価証券

(単位:百万円)

種	類	連結貸借対照表計上額	取得原	差	額
株式	株式	870	58		811
債券	債券	8,749	8,747		1
国債	国債	5,119	5,118		0
地方債	地方債	2,580	2,580		0
短期社債	短期社債	-	-		-
社債	社債	1,049	1,048		0
その他	その他	33,746	28,700		5,045
小計	小計	43,366	37,506		5,859
株式	株式	123	128		△ 5
債券	債券	151,895	165,184		△ 13,288
国債	国債	67,659	76,751		△ 9,091
地方債	地方債	12,934	13,354		△ 419
短期社債	短期社債	-	-		-
社債	社債	71,302	75,079		△ 3,776
その他	その他	10,753	11,041		△ 288
小計	小計	162,772	176,354		△ 13,582
合計	合計	206,139	213,861		△ 7,722

30. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

株	式	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	債券	6	6	-
国債	国債	2,554	-	373
地方債	地方債	2,554	-	373
短期社債	短期社債	-	-	-
社債	社債	-	-	-
その他	その他	3,384	572	-
合計	合計	5,945	579	373

## 32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とする

とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価又は実買価格の取得原価又は取得原価からの下落率としております。減損処理に当たり、下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理しており、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額を減損処理しております。

33. 有価証券貸借取引により貸付けられている有価証券は「国債」に合計10,000百万円含まれております。

## 34. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,793	△ 26

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は92,865百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが48,543百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相場の理由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等を担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を行っております。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 3,184百万円
年金資産(時価)	4,696百万円
未積立退職給付債務	△ 1,511百万円
会計基準変更時差の未処理額	-
未認識繰上計算上の差異	△ 9百万円
未認識過去勤務費用(債務の減額)	△ 71百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△ 784百万円
退職給付に係る負債	△ 784百万円

37. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来27.6%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.3%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は12百万円増加し、法人税等調整額は12百万円減少しております。

38. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約負債の金額は、他の負債と区分表示しておりません。

その他の負債に含まれる契約負債等の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約負債	269百万円
優先出資の消却	-

39. 優先出資の消却

出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した2,000百万円が含まれております。

40. 当連結会計年度の末日後、翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象はございません。

## 連結損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は306円19銭であります。  
 3. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項  
 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、1,072,926千円です。  
 4. その他の経常収益には、金銭の信託運用益123,010千円、株式等売却益32,445千円、睡眠預金7,394千円、睡眠預金払戻損失引当金戻入額5,484千円を含んでおります。  
 5. その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額61,158千円、保証協会責任負担金支払額44,218千円、金銭の信託運用損45,898千円、睡眠預金払戻金19,708千円、貸出金償却13,324千円を含んでおります。  
 6. 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用目的の変更等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,314千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福井市内	営業用店舗 2カ所	事業用不動産	2,358千円
坂井市内	遊休資産 2カ所	所有不動産	2,614千円
越前市内	営業用店舗 1カ所	事業用不動産	2,894千円
丹生郡内	遊休資産 3カ所	所有不動産	2,168千円
今立郡内	営業用店舗 1カ所	事業用不動産	280千円
合計			10,314千円

営業用店舗については、継続的な収支の把握を行っている各営業店(独立店舗においては各支店、[エリア制]店舗については、母店及びサテライト店をグループ化したもの)を最小単位とし、遊休資産については、各資産をそれぞれグループの最小単位としております。本部、未来プラザ、倉庫、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。  
 なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、当年度の「不動産担保評価基準」等に基づき算定しております。  
 7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	一部の取扱手数料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に集分しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り、貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に関する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品といった金融取引等に係る収益については「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

## 自己資本の充実の状況【連結】

### 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
<b>【コア資本に係る基礎項目(1)】</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	55,998	57,386
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,406	4,372
うち、利益剰余金の額	51,609	53,028
うち、外部流出予定額(△)	48	47
うち、上記以外に該当するものの額	30	33
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	423	452
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	423	452
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	56,422	57,839
<b>【コア資本に係る調整項目(2)】</b>	—	—
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	117	122
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	117	122
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	253	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	558	563
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十%基準超過額	—	—
特定項目に係る十五%基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	929	685
<b>【自己資本】</b>		
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	55,493	57,153
<b>【リスク・アセット等(3)】</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	315,340	331,757
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	16,765	17,237
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	332,105	348,995
<b>【連結自己資本比率】</b>		
連結自己資本比率 [(ハ)/(ニ)]	16.70%	16.37%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実の状況【連結】

### ■ その他金融機関等<sup>(注)</sup>であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

<sup>(注)</sup>自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。  
当金庫グループにおいて、本項目に該当する会社はございません。

### ■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	315,340	12,613	331,757	13,270
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	311,494	12,459	323,708	12,948
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公団向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	279	11	289	11
我が国の政府関係機関向け	687	27	976	39
地方三公社向け	39	1	37	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	59,304	2,372	62,621	2,504
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1	0
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	87,994	3,519	77,075	3,083
中小企業等向け及び個人向け	88,919	3,556	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	51,771	2,070
トランザクター向け	—	—	2,459	98
抵当権付住宅ローン	5,474	218	—	—
不動産取得等事業向け	35,594	1,423	—	—
不動産関連向け	—	—	83,656	3,346
自己居住用不動産等向け	—	—	44,055	1,762
賃貸用不動産向け	—	—	36,653	1,466
事業所用不動産関連向け	—	—	2,948	117
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	701	28
三月以上延滞等	599	23	—	—
延滞等向け	—	—	10,383	415
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	1,318	52
取立未済手形	48	1	27	1
信用保証協会等による保証付	1,838	73	1,927	77
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	331	13	—	—
出資等のエクスポージャー	331	13	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株 式 等	—	—	376	15
上 記 以 外	30,382	1,215	32,543	1,301
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	15,237	609	15,238	609
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,385	335	8,138	325
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,809	72	2,904	116
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	1,284	51
上記以外のエクスポージャー	4,949	197	4,977	199
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,740	149	7,943	317
ルック・スルー方式	3,740	149	7,943	317
④未 決 済 取 引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	105	4	105	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,765	670	17,237	689
BI	—	—	—	—
BIC	—	—	—	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	332,105	13,284	348,995	13,959

<sup>(注)</sup>1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらの準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)

6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)

8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

■ 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞エク スポージャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
地域区分 業種区分 期間区分										
国 内	873,128	886,517	395,956	408,602	170,265	195,330	—	—	1,438	15,583
国 外	502	503	—	—	502	503	—	—	—	—
地域別合計	873,631	887,020	395,956	408,602	170,768	195,833	—	—	1,438	15,583
製造業	42,483	47,104	27,131	29,280	15,257	17,729	—	—	312	2,631
農業、林業	357	426	357	426	—	—	—	—	—	—
漁業	67	782	67	80	—	701	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,053	1,041	1,053	1,041	—	—	—	—	—	907
建設業	24,330	22,710	23,473	21,204	857	1,506	—	—	150	1,106
電気・ガス・熱供給・水道業	11,408	19,309	1,335	6,324	10,073	12,985	—	—	—	105
情報通信業	3,635	4,662	274	404	3,278	4,087	—	—	—	26
運輸業、郵便業	8,702	9,763	5,509	5,308	3,187	4,450	—	—	19	641
卸売業、小売業	31,856	32,716	27,116	28,677	4,699	3,999	—	—	364	3,248
金融業、保険業	351,869	330,245	32,376	33,260	26,289	29,880	—	—	—	1
不動産業	44,815	19,598	40,717	16,404	4,083	3,174	—	—	4	763
各種サービス業	53,348	45,628	53,002	44,749	307	840	—	—	331	3,222
地方公共団体等	168,151	183,558	65,414	67,076	102,734	116,478	—	—	—	—
個人	118,124	148,108	118,124	148,108	—	—	—	—	256	2,924
その他	13,427	21,362	—	6,253	—	—	—	—	—	5
業種別合計	873,631	887,020	395,956	408,602	170,768	195,833	—	—	1,438	15,583
1年以下	185,406	207,903	15,305	62,111	20,427	13,042	—	—	—	—
1年超3年以下	144,170	132,469	7,144	21,339	17,024	7,103	—	—	—	—
3年超5年以下	21,346	42,322	14,014	24,011	7,292	18,111	—	—	—	—
5年超7年以下	31,270	54,787	17,368	35,784	13,901	19,002	—	—	—	—
7年超10年以下	70,265	100,860	51,870	50,991	18,394	49,869	—	—	—	—
10年超	398,186	325,916	289,459	214,212	93,726	88,704	—	—	—	—
期間の定めのないもの	22,985	22,759	794	152	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	873,631	887,020	395,956	408,602	170,768	195,833	—	—	—	—

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、未決済為替貸、前払費用、未収収益、仮払金、その他の資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、債務保証見返、投資信託、投資事業組合が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用	その他	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	403	358	358	369	89	5	313	353	358	369	1	8
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	890	889	889	886	—	—	890	889	889	886	—	—
建設業	588	566	566	550	6	11	582	554	566	550	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	624	619	619	595	—	—	624	619	619	595	—	—
卸売業、小売業	1,134	1,368	1,368	1,274	16	147	1,117	1,221	1,368	1,274	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	412	392	392	397	—	—	412	392	392	397	—	—
各種サービス業	1,767	1,814	1,814	1,640	30	59	1,736	1,755	1,814	1,640	9	—
地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	297	326	326	361	4	38	292	288	326	361	3	4
合 計	6,120	6,338	6,338	6,075	147	262	5,972	6,075	6,338	6,075	13	13

(注)1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 当金庫グループでは、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

## 自己資本の充実の状況【連結】

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウエイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
令和6年度						
現金	8,047	—	8,047	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	95,261	—	95,261	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	97,080	600	92,256	60	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,892	—	2,892	—	289	10
我が国の政府関係機関向け	9,767	—	9,767	—	976	10
地方三公社向け	185	—	185	—	37	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	272,795	10,000	272,795	10,000	62,621	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8	—	8	—	1	23
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	121,311	15,386	117,264	1,864	77,075	65
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	76,940	76,626	73,791	7,772	51,771	63
トランザクター向け	—	59,358	—	5,935	2,459	41
不動産関連向け	116,140	—	114,803	—	83,656	73
自己居住用不動産等向け	80,160	—	79,074	—	44,055	56
賃貸用不動産向け	33,699	—	33,456	—	36,653	110
事業用不動産関連向け	2,280	—	2,271	—	2,948	130
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	701	—	701	—	701	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,917	501	7,760	61	10,383	133
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,586	—	1,582	—	1,318	83
取立未済手形	136	—	136	—	27	20
信用保証協会等による保証付	29,538	281	29,154	34	1,927	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	376	—	376	—	376	100
合計					291,164	

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウエイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに  
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳(1)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF/信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	8,047															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	95,261															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	92,316															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け		2,892														
我が国の政府関係機関向け	0	9,767														
地方三公社向け				185												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				257,238		23,548							2,007			
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				5		2										
カバード・ボンド向け																
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)				17,002									43,500			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		103		14,865									5,090			
トランザクター向け				844									5,090			
不動産関連向け		354		14,361	1,641	5,420	27	371	35	2,922	48	1,933	3,575	201	1,361	67
自己居住用不動産等向け		354		14,361	1,641	4,624	27		35	2,922			3,575			67
賃貸用不動産向け						796		371			48	1,933		201	1,361	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け																
A D C 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)		70		91									879			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		31		295												
取立未済手形				136												
信用保証協会等による保証付	9,911	19,277														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合計	205,537	32,496		304,175	1,641	28,969	27	371	35	2,922	48	7,024	49,962	201	1,361	67

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

## 自己資本の充実の状況【連結】

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに  
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳(2)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF/信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金																	8,047
我が国の中央政府及び中央銀行向け																	95,261
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																	92,316
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	2,892
我が国の政府関係機関向け																	9,767
地方三公社向け																	185
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																	282,795
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																	8
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		1,203		42,668			14,754										119,128
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		60,029					1,474										81,564
トランザクター向け																	5,935
不動産関連向け	45,524	8,462			101	100	15,103	747				12,439				114,803	
自己居住用不動産等向け	45,401	6,063														79,074	
賃貸用不動産向け		2,398				100	15,103					11,140				33,456	
事業用不動産関連向け	123				101			747				1,298				2,271	
その他不動産関連向け																	
A D C 向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等													701				701
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							507						6,273				7,822
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							1,256										1,582
取立未済手形																	136
信用保証協会等による保証付																	29,189
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等															376		376
合計	45,524	69,696		42,668	101	100	17,993	15,103	747				19,414	376		846,572	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額		告示で定める リスク・ウェイトの区分 (%)	令和6年度			
	令和5年度			CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	格付適用有り	格付適用無し		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
0%	—	206,901	1. 40%未満	567,965	20,940	50.009	573,255
0.75%	—	14,059	2. 40%~70%	102,249	50,966	10.000	107,114
10%	—	28,054	3. 75%	71,532	15,286	10.562	69,696
20%	278,396	53,546	4. 80%	—	—	—	—
35%	—	14,919	5. 85%	43,990	9,336	12.609	42,668
50%	36,684	847	6. 90%~100%	19,013	6,485	12.055	18,195
75%	—	113,292	7. 105%~130%	15,935	—	—	15,850
100%	2,504	117,337	8. 150%	19,615	380	13.060	19,414
150%	—	272	9. 250%	376	—	—	376
250%	—	6,814	10. 400%	—	—	—	—
合計	873,631		11. 1250%	—	—	—	—
			12. その他	—	—	—	—
			合計	840,679	103,394	19.169	846,572

- (注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

## 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体と同様です。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー		1,942	1,138	24,556	26,205	—	—

- (注)1. 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。  
 2. 保証を適用している主要な保証人の種類は、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府(以上、リスク・ウェイト0%)及び消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関(適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%)などです。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### 《連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

### 《連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
上 場 株 式 等	865	865	1,477	1,477
非 上 場 株 式 等	6,869	—	6,867	—
合 計	7,734	—	8,344	—

- (注)1. 上場株式等には、上場投資信託を含めております。  
 2. 非上場株式等には、「信金中金出資金」「その他出資金」勘定として計上している非上場の出資等を含めております。  
 3. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

## 自己資本の充実の状況【連結】

### 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			令和5年度	令和6年度
売	却	益	7	32
売	却	損	24	—
償		却	—	1

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

### 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				令和5年度	令和6年度
評	価	損	益	785	806

### 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

当該出資等エクスポージャーについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから評価損益は認識しておりません。

### ■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		34,158	34,809
マンドート方式を適用するエクスポージャー			
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー			
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー			
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー			

### ■ 金利リスクに関する事項

#### 金利リスク量

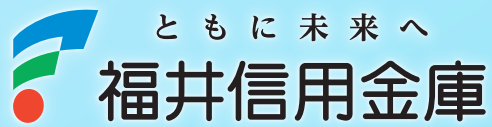
(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
1	上方パラレルシフト	29,299	27,347	1,108	1,235
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステイプ化	21,087	20,782		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	29,299	27,347	1,108	1,235
		ホ		ヘ	
		令和6年3月末		令和7年3月末	
8	自己資本の額	55,493		57,153	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「リスク管理態勢」の項目に記載しております。

## 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

単体の項目 (信用金庫法施行規則第132条等)		本編	資料編	連結の項目 (信用金庫法施行規則第133条等)		本編	資料編	
1 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項 イ. 事業の組織 ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 ハ. 会計監査人の名称 ニ. 事務所の名称及び所在地		30		1 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項 イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ロ. 金庫の子会社等に関する事項				
		31			25			
		31						
		37			25			
2 金庫の主要な事業の内容		32		2 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ. 直近の事業年度における事業の概況 ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標			25 25	
3 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ. 直近の事業年度における事業の概況 ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		6	5	3 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ハ. 自己資本の充実度に関する事項 ニ. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益の額及び資産の額として算出したもの			26 25	
		22						
		23						
4 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項 イ. リスク管理の体制 ロ. 法令遵守の体制 ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ニ. 金融ADR制度への対応		10		4 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの			30 25	
		26			24			
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ハ. 自己資本の充実度に関する事項 ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第1項第5号に掲げる取引 ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ヘ. 貸出金償却の額 ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		1	13					
			15					
			11					
			9					
			9					
			1					
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの								
7 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認								
		24						
		1						
任意開示項目				任意開示項目		本編	資料編	
				1 金融再生法に基づく開示項目			13	
				2 経営者保証に関するガイドラインへの取組状況	12			



〒910-8650 福井市田原2丁目3番1号 Tel.(0776)22-5400(代)  
ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/fukushin/>

